平成２７年（再イ）第８８号

愛知県瀬戸市下陣屋町26番地　スペクトル尾張瀬戸301

再生債務者　米田組こと　米田　秀樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月26日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１０７号

名古屋市中区正木３丁目10番15号　第２正木ビル405号

再生債務者　千葉　真裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月26日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１２６号

名古屋市緑区青山４丁目601番地　ローレルコート大高緑地511号

再生債務者　内山　優貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月26日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１３号

愛知県豊橋市南大清水町字元町393番地（315）

再生債務者　伊勢　知央

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（再イ）第９号

長崎県長崎市桜馬場１丁目12番23号

再生債務者　松添英一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第１１０号

札幌市手稲区富丘１条６丁目19番６号

再生債務者　室山　和久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１５号

函館市銚子町97番地８

再生債務者　三島　將人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日　　函館地方裁判所

平成２７年（再イ）第２号

山形県酒田市大宮町３丁目９番14号

再生債務者　佐藤　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日　山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（再イ）第３号

福井県敦賀市和久野25号16番地の２

再生債務者　中村　英貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２６年（再イ）第７３号

愛知県豊田市花園町塩倉29番地３　グリーンパレス塩倉207号（前住所）愛知県刈谷市今川町４丁目101番地

再生債務者　坪井　　登

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第７４号

愛知県豊田市花園町塩倉29番地３　グリーンパレス塩倉207号（前住所）愛知県刈谷市今川町４丁目101番地

再生債務者　坪井　咲子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第２３号

三重県津市桜橋１丁目179番地12

再生債務者　打田　一彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日　　津地方裁判所再生係

平成２７年（再ロ）第４号

広島県福山市赤坂町大字赤坂1467番地10

再生債務者　林　　計博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月27日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

弁理士登録公告

平成27年10月22日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
10月22日	20500	板東雄二郎
10月22日	20501	柴森　康裕

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成27年9月30日	10535	長沼　要	申請抹消

弁理士数　10,902名

（平成27年10月22日現在）

平成 27 年 11 月 9 日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　青森県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　石田　恒久

登録番号　17332

事 務 所　青森県青森市長島２―23―１　石田法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成27年10月15日

平成 27 年 10 月 22 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の女性、身長157㎝、着衣は上衣白色ブラウス、青色Ｔシャツ、白色肌着、下衣ベージュ色下着、所持金品なし

上記の者は、平成27年10月２日午前10時35分、千葉県南房総市富浦町南無谷1927番地立正安国會道場の北西方約130ｍの海岸で砂浜に倒れているのを発見された。身元不明につき火葬に付し、遺骨は当市に保管しておりますので、お心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 27 年 11 月 9 日

千葉県　　南房総市長　石井　　裕